第一条第三号及び第二条第三十八号中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改める。

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第七条第三十八号中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改める。

（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成三年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第一条第三十八号中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改める。

（暴力的不法行為等その他の罪に当たる違法な行為を定める規則の一部改正）

第四条　暴力的不法行為等その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成三年国家公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第三十八号中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改める。

（国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部改正）

第五条　国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成十四年国家公安委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第三十八号中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改める。

（確認事務の委託の手続等に関する規則の一部改正）

第六条　確認事務の委託の手続等に関する規則（平成十六年国家公安委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第三十八号中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改める。

附　則

この規則は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十七号）の施行の日（平成二十四年十月一日）から施行する。

訓　令

○内閣府訓令第三十一号

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年九月二十八日

内閣総理大臣　野田　佳彦

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令（平成十三年内閣府訓令第十九号）の一部を次のように改正する。

別表科学技術政策・イノベーション担当の項6中「関すること」の下に「（安全の確保のうちその実施に関するものを除く。）」を加える。

附　則

この訓令は、平成二十四年九月十九日から施行する。

告　示

○国家公安委員会国土交通省告示第一号

交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和四十一年法律第四十五号）第三条第一項の規定に基づき、平成二十一年国家公安委員会国土交通省告示第一号（特定交通安全施設等整備事業を実施すべき道路を指定した件）の一部を次のように改正したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、関係道県警察、北海道開発局、関係地方整備局、関係道県及び関係市町村の事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年九月二十八日

国家公安委員会委員長　松原　仁

国土交通大臣　羽田雄一郎

平成二十一年国家公安委員会国土交通省告示第一号により指定された特定交通安全施設等整備事業を実施すべき道路の一部を次のように改正する。

（「次のよう」は省略）

○総務省告示第三百四十八号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第七条の十七第一号の規定に基づき、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百十三条第二項に規定する共同募金会が平成二十四年十月一日から同年十二月三十一日までの間に募集する次の寄附金を寄附金税額控除の控除の対象となる寄附金として承認し、平成二十五年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用する。

平成二十四年九月二十八日

総務大臣　川端　達夫

社会福祉事業又は更生保護事業を営むことを主たる目的とする者のこれらの事業の用に供される土地、建物及び機械その他の設備の取得若しくは改良の費用又はこれらの事業に係る経常的経費に充てるための寄附金

○法務省告示第四百七号

名古屋市北区役所保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成二十四年九月二十八日

法務大臣　滝　実

名古屋市北区東大曽根町本通二丁目千百六十番地　道家　鎮夫

○法務省告示第四百八号

東京都台東区役所保存の次の除籍が滅失した。

平成二十四年九月二十八日

法務大臣　滝　実

東京都台東区竹町四十一番地　島田　綾子

○法務省告示第四百九号

石川県河北郡津幡町役場保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十四年十月二十九日までに、同町長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、津幡町役場又は金沢地方法務局に照会すること。

平成二十四年九月二十八日

法務大臣　滝　実

石川県河北郡中條村字浅田ホノ八十三番地　室田和三郎

○外務省告示第三百二十五号

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第四条第一項の規定に基づき、左記の地域を「外国公館等周辺地域」として指定する。

平成二十四年九月二十八日

外務大臣臨時代理

国務大臣　藤村　修

大韓民国大使館周辺地域	
期　間	平成二十四年十月一日から平成二十五年九月三十日まで
地　域	東京都新宿区 富久町（八番、九番） 左門町 須賀町 内藤町（一番） 愛住町 舟町 新宿一丁目 四谷三丁目 四谷四丁目 大京町 側端の一方のみが右の区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点（ただし、内藤町一番に接する新宿御苑の部分を除く。）